

○神田川景観基本軸における工作物の種類と届出規模

工作物の種類	規模
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの	高さ $\geq$ 15m
昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む）	高さ $\geq$ 15m又は築造面積 $\geq$ 1,000 m <sup>2</sup>
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの	高さ $\geq$ 15m又は築造面積 $\geq$ 1,000 m <sup>2</sup>
橋梁その他これに類する工作物で河川を横断するもの	すべて

○文化財庭園等景観形成特別地区における工作物の種類と届出規模

工作物の種類	規模
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの	高さ $\geq$ 20m
昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む）	高さ $\geq$ 20m
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く）その他これらに類するもの	高さ $\geq$ 20m